

提案第25号

合併協定項目36 農林水産関係事業の取扱いについて

合併協定項目36 農林水産関係事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 21 年 4 月 9 日  
始良西部合併協議会  
会 長 城光寺 俊和

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 農業振興地域整備計画については，新市において新たに農業振興地域整備計画を策定する。新市農業振興地域整備計画が策定されるまでは，現行のとおりとする。
- 2 農林業労働者災害共済事業については，合併までに調整する。
- 3 畜産振興関係事業については，合併までに調整し，新たな仕組みとして再編する。
- 4 森林整備計画については，新市において新たに森林整備計画を策定する。新市森林整備計画が策定されるまでは，現行のとおりとする。
- 5 県費単独補助治山事業については，現行のとおり新市に引き継ぎ，事業に伴う分担金の負担割合については，合併までに調整する。  
ただし，合併前に採択された事業については，新市においても現在の負担割合を引き継ぐ。
- 6 土地改良関連事業については，現行のとおり新市に引き継ぎ，事業に伴う分担金の負担割合については，合併までに調整する。  
ただし，合併前に採択された事業については，新市においても現在の負担割合を引き継ぐ。
- 7 漁港関連施設の整備事業及び管理等については，現行のとおり新市に引き継ぐ。